

「地域医療構想(パブリックコメント案)」に対して寄せられた主な意見等について

(1) ご意見等を踏まえて構想(案)に反映したもの

| 関係箇所 | 主なご意見等(要約) | ご意見に対する対応等について |
|---------------------------|--|--|
| 全体的事項 | 注釈を増やすなど、記載内容を分かりやすくする配慮をお願いしたい。 (医療の専門用語については、説明書きや注釈が無ければ、一般県民にはご理解をいただけないのではないか) | 適宜、注釈や説明書きを追加したもの。 (主なもの) ・(P42)「レスパイト入院」に関する説明を追加 ・(P45)「新公立病院改革プラン」に関する注釈を追加 ・(P58)橋本圏域における「ゆめ病院」に関する説明を追加 |
| P8～10 〔県内医療機関の状況等〕 | 「支える医療」として有床診療所の病床を活用していく旨記述されており評価するが、有床診療所は病院とは異なる5つの機能を有しており、病床ごとに様々な機能を果たしている点を明記してはどうか。 | 「有床診療所の病床の担う役割」(P10)を追加。 |
| P35 〔重症心身障害児施設の特例措置病床〕 | 重症心身障害児施設の特例措置病床について、和歌山県から国に対して提案を行っているとのことでもあり、病床数を記載すればどうか。 | 和歌山県内における当該特例措置病床数について追記。(P35) |

| 関係箇所 | 主なご意見等(要約) | ご意見に対する対応等について |
|------------------|--|---|
| P48～72 [各圏域編] | <p>各圏域(構想区域)によって、表現や書きぶりにまちまちな部分が見受けられるが、もう少し統一性を持たせてはどうか。</p> <p>(主なご指摘箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口構造変化の見通しに係る表現 ・医療機関の所在状況に関する表現 ・課題とその対応を記載している例もあれば課題のみを記載している例もあるが、課題に対する対応策を盛り込むべきではないのか。 | <p>全体的に、表現に統一性を持たせる方向で微修正したものの。(P48～72)</p> <p>なお、和歌山県では県内7箇所の構想区域(二次保健医療圏)単位でそれぞれ圏域別検討会を開催し検討進めてきたが、構成メンバーや論点・課題、進捗状況等も異なるため、書きぶりが若干異なることに関しては、ご了承を願いたい。</p> |

(2) 今回の構想(案)には反映しなかったが、今後の参考とするもの

| 関係箇所 | 主なご意見等(要約) | ご意見に対する対応等について |
|--------------------|---|--|
| 全体的事項 [必要病床数関係] | <p>病床が今後、減少することに関しての不安・懸念等</p> <p>(主なご意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期病床の減少率が高い圏域もあるが、計画どおり対応できるのか疑問である。患者の行き場が無くなるのではないのか。 ・構想どおり、病床機能の転換が進むのかどうか。 ・一部医療機関への救急搬送など患者集中により一層、拍車がかかるような極端なことにはならないか。 ・慢性期機能病床に関しては、在宅医療の充実や特別養護老人ホームなど介護施設の整備等と一体で進めていく必要がある。 | <p>2025年の必要病床数は、人口減少など将来の医療需要を加味し、算定されたもの。</p> <p>本構想の策定後に直ちに病床再編等を行うものではなく、2025年までの約10年間をかけて徐々に収れんさせていく取り組みとなる。</p> <p>構想策定後に設置する「協議の場」がその主たる役割を担いながら、地域医療構想において定める「将来の医療需要に応じた質の高い医療提供体制の構築」に向けて関係者による取り組みを推進していくものであり、ご指摘やご不安のような事態が生じないよう、取り組んでいく必要があると認識している。</p> <p style="text-align: right;">(2)</p> |

| 関係箇所 | 主なご意見等(要約) | ご意見に対する対応等について |
|--|--|---|
| <p>P46</p> <p>〔高度急性期病床の在り方〕</p> | <p>各圏域においてそれぞれ高度急性期病床の整備を進めていくということであるが、構想で定めたとおりに進むのかどうか疑問を感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各圏域の中心である各公的病院において、適切な対応が今後なされるのかどうか。 ・医療スタッフに過度の負担がかかるようなことにはならないか。適切な看護体制を確保できるのか。 | <p>重症患者に対応する病院には総合的な医療提供能力が求められるところであり、医療従事者を手厚く配置する等の体制が必要となる。</p> <p>各圏域別検討会においても議論を重ねてきたものだが、今後、高度急性期病床の必要病床数に見合った規模や質を伴う医療が実際に提供されているのか等の進捗管理が重要と考えている。</p> |
| <p>全体的事項</p> <p>〔構想策定後の各地域における取組等〕</p> | <p>今回の構想で定める、各圏域(二次医療圏)全体としての必要病床数に関しては了解するが、圏域内の各地域における医療提供体制が今後も確保されるのかどうか不安。</p> | <p>地域医療構想策定後に設置する「協議の場」においては、圏域内各地域における医療提供体制のあり方に関しても、関係者を交えて議論いただく予定。</p> |
| <p>全体的事項</p> <p>〔県民に対する周知・啓発〕</p> | <p>構想の実現に向けて、患者・県民に対する広報等をしっかりと願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「病床機能報告制度」は、提供される医療の公表により患者・県民が適切に医療機関を選択できることを目指しており、地域医療構想の実現に向けたベースとなるもの。県のホームページ等において患者・県民に分かりやすい広報を願いたい。 ・出前講座や住民説明会など、住民が参加しやすい身近な機会を設けていただきたい。 | <p>地域医療構想の実現に向けて患者・県民の理解を得ることが重要と考えており、構想の策定後は、県ホームページ等様々な機会を通じて分かりやすい広報を行う。</p> |

| 関係箇所 | 主なご意見等(要約) | ご意見に対する対応等について |
|-------------------------------|---|---|
| <p>全体的事項 〔医療を取りまく諸課題〕</p> | <p>医療を取りまく環境の変化や、医療に関連する様々な取り組み等についても、本構想に盛り込むべきではないのか。</p> <p>○「雇用環境の変化」「家庭のあり方の変化」「経済成長の停滞」なども加味した上で構想を策定すべきではないか。</p> <p>○医療に関連する下記の取り組み等も盛り込むべきでは。(主なものは下記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療や精神医療、認知症対策等について ・健康づくり ・新専門医制度 など | <p>今回の構想は、国のガイドラインに基づき今後の人口変遷等を加味しながら検討を行ってきたもの。ご指摘の医療を取りまく環境の変化に関しては、将来推計の要素としてどのように取り入れられるか不明であり、現状において構想への反映は困難。</p> <p>医療に関連する様々な取り組みに関しては、地域医療構想の親計画でもある次期の第七次和歌山県保健医療計画(平成30年度～)策定に向けて今後、保健医療に係る諸課題等を検討していく。</p> <p>また、国においては現在、次期の保健医療計画のあり方について検討が行われているところである。</p> |
| <p>P24 〔構想区域の設定〕</p> | <p>一部の圏域においては、入院患者の圏外流出率が高い状況が依然、改善されていない。圏域間の道路アクセスがより容易になっていること等より、次期の第七次保健医療計画策定時には、二次保健医療圏の見直しを検討願いたい。</p> | <p>二次保健医療圏の見直しに関しては、現行の第六次保健医療計画を策定するにあたって県医療審議会でも審議いただくなど、関係者を交えて検討を行ったところであるが、今後、次期第七次計画策定時に議論がなされるものと認識している。</p> |
| <p>P47 〔医療従事者の確保・養成〕</p> | <p>「医療従事者の確保・養成」に関しては、県による施策創設に期待しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師に対する修学資金創設等についても要望。 ・和歌山県における人材不足がどの程度なのか、他県と比べてどうか、などの数字を示すべきではないのか | <p>2025年に向けて個別施策等を創設するにあたっては、ご指摘のとおり具体的・客観的な根拠数値が必要になると認識。今後取り組むべき施策を、現時点において列挙したものである。</p> |

| 関係箇所 | 主なご意見等(要約) | ご意見に対する対応等について |
|-------------------------------------|--|--|
| <p>全体的事項 (各種データの活用)</p> | <p>今後の個別の議論を進める際には、国提供データ以外の活用も検討いただきたい。(例:被用者保険のデータなど)</p> | <p>今後、議論を進めていくに際して、様々なデータを参考としたい。</p> |
| <p>P45 〔公立病院が果たすべき役割等〕</p> | <p>各公立病院が今後策定する「新公立病院改革プラン」では、今回の地域医療構想を踏まえた上で、各地域における医療提供体制において公立病院が果たすべき役割を明確にし改革に取り組む必要がある。 県には、市町村等に対する助言はもとより、県内公的病院における課題・問題点を把握し、これまで以上に役割を果たしていただきたい。 (当事者間の協議のみではなかなか進捗しないことが予想されるため)</p> | <p>「新公立病院改革プラン」に関しては、地域医療構想と整合性を図りながら各公立病院が策定することとなっているが、当該プランにおいても県として適切な助言等を行っていく予定。</p> |
| <p>P38 〔有田圏域における慢性期病床の目標設置〕</p> | <p>有田圏域における慢性期病床に関しては、特例であるCパターンで今回目標設定することとなったが、在宅医療等に今後10年間取り組めばBパターンを設定することも可能と思うので検討を願いたい。</p> | <p>有田圏域の慢性期病床に関しては、圏域別検討会における議論結果等を最大限尊重し、特例適用によって本来10年間で達成するところを15年間で目標達成を目指すこととしたもの。 今回のご意見はご要望として、有田圏域の関係者等と共有させていただく。</p> |
| <p>全体的事項 〔構想策定後の見直し〕</p> | <p>推計人口や人口構造、地域の実情等の変化によっては、地域医療構想の見直しが今後、必要になると考える。</p> | <p>今回、多くの議論をいただき策定する本構想について、まずは、その達成に向けて取組を強化していく。 しかしながら、(P74のとおり)関連制度の改正等も含めた国の動向などにも十分留意しながら、地域医療構想の見直しの必要性についても今後、検討していくこととしているもの。</p> |